* 雇用拡大メニューにおける参考就職者数 (アウトカム指標及び事業評価の対象外)

· /E/13//2/(/				********	(計画:2/13/2/1/			
		参考就職者数						
	1年度目	2年度目	3年度目	合計	備考(特記す			
					べきことがれ			
					ば記入するこ			
					と)			
イ 雇用拡	人	人	人	人				
大メニュー	常雇	常雇	常雇	常雇				
・○○事業	人	人 常雇以外	人 常雇以外	Д				
	常雇以外	Į.	\ \	常雇以外				
	人	創業者	創業者	Д				
	創業者			創業者				

ロ、ハの全ての事業について、常用労働者、常用労働者以外、創業者の区分ごとの アウトカム指標を設定してください。

- アウトカム指標設定の根拠
 - ・ 常用労働者数等にかかる指標設定の根拠

「管轄ハローワークにおける常用労働者就職件数の○%」、「地域重点分野該当企業○箇所において○人ずつ常用労働者を、△人ずつ非常用労働者を雇用」、「進出が確実視される地域重点分野該当誘致企業において、新たに常用労働者○人、非常用労働者△人雇用」、「平成◇◇年度における市町村内創業実績○名の△倍を毎年度の創業者目標とする」など、根拠をできる限り具体的に記述してください。

\bigcirc	地域求職者等の主な就職予定先:	
		J

「2 地域重点分野における地域の取組」の「(1)地域重点分野の設定」において設定した地域重点分野ごとに、地域求職者等の就職先をより具体的に記述してください。

○ 地域求職者等の主な創業分野:

○ アウトカムのデータ把握方法

各事業を利用した求職者等へのアンケートの実施等、データ把握方法を「地域 雇用創造推進事業 事業利用者アンケート調査票例」(参考資料3。〇頁参照) の添付等により具体的に記述してください。

(3) アウトプット・アウトカム指標の比較表

		アウトフ	プット指標	票			アウトオ	カム指標		
		1年目			計		1年目	2年目	3年目	計
用拡大メニュー	小計	5 社	11 社	9 社	25 社	小計	13	29	24	66
(1) ○○○○○事業		4	10	8	22		10	25	20	55
① ○○○○○事業		4	4	2	10		10	10	5	25
② ○○○○○事業		0	6	6	12		0	15	15	30
(2) ○○○○○事業		1	1	1	3		3	4	4	1
(-)				-のアウ	トカムは	≩考値とし	て記入。	(合計)	こは含め	
オ育成メニュー	小計	87 人	127 人	127 人	341 人	小計	21 人	29 人	31 人	8:
人材育成メニューの小計・	求職者	70	102	82	254	常用雇用	9	14	15	3
741717790	在職者	17	25	25	67	常雇以外	10	14	14	3
_						創業	2	1	2	
(1) ○○○○○事業	小計	18 人	20 人	20 人	58 人	小計	4人	5 人	6人	1
	求職者	15	17	17	49	常用雇用	3	3	4	1
	在職者	3	3	3	9	常雇以外	1	2	1	ļ -
						創業			1	
(2) ○○○○○事業	小計	27 人	51 人	51 人	129 人	小計	5人	11 人	11 人	2
(1)	求職者	22	42	22	86	常用雇用	1	5	5	1
メニューの階層に合わ	在職者	5	9	9	23	常雇以外	4	6	6	1
せて適宜、列を下げる	江州联门		3	3	20	創業	0	0	0	1
(1) 000000ts+-	小計	15 人	15 人	15 人	45 人	小計	3 人	4 人	4 人	1
000000227	求職者	12	12	12	36	常用雇用	3 八	1	1	1
	在職者	3	3	3	9	常雇以外	3	3	3	
	仕城石	3	3	3	9		3	3	3	
@ 000000t2t	.i. ∌i.	10 1	00 1	00 1	F0	創業	0 1	4 1	4 1	1.
② 000000セミナー	小計	12 人	23 人	23 人	58 人	小計	2人	4 人	4人	1
	求職者	10	20	20	50	常用雇用	1	3	3	
	在職者	2	3	3	8	常雇以外	1	1	1	
		\triangle		_		創業		_	_	
3 00000セミナー	小計	(0 X	13 人	13 人		小計	0人	3 人	3人	-
	求職者	\	10	10	20	常用雇用		1	1	
開催しない年度分は空白又は0	在職者	\vee	3	3	6	常雇以外		2	2	
				_		創業		_		
(3) 〇〇〇〇〇事業	小計	18 人	18 人	18 人		小計	4人	4 人	5人	1
	求職者	13	13	13	39	常用雇用				
	在職者	5	5	5	15	常雇以外	2	3	4	!
						創業	2	1	1	
(4) 〇〇〇〇〇事業	小計	24 人	38 人	38 人	100 人		8人	9人	9人	2
	求職者	20	30	30	80	常用雇用	5	6	6	1
	在職者	4	8	8	20	常雇以外	3	3	3	!
						創業				
徴促進メニュー	小計	50 人	90 人	90 人	230 人	小計	6人	12 人	11 人	2
	求職者	40	80	80	200	常用雇用	4	7	9	2
	在職者	10	10	10	30	常雇以外	2	5	2	9
						創業				
 U I ターン説明会 	小計	50 人	90 人	90 人	230 人	小計	6人	12 人	11 人	2
	求職者	40	80	80	200	常用雇用	4	7	9	2
	在職者	10	10	10	30	常雇以外	2	5	2	9
						創業				
(2) ホームページ開設	小計		-	-	_	小計	_	_	-	
	求職者					常用雇用				
周知・広報のみを目的とする事業は ア ウトプット・アウトカムを設定しない	在職者					常雇以外				ĺ
/ ソ トノ ツ ト・ / ソ ト A A を 放 足 し ない		L_				創業				L
	合計	5 社	11 社	9 社	25 社					
合計	△計	137人	127 人	217 人	481	,	27 人	41 人	42 人	11
	求職者	110	102	162		常用雇用	13	21	24	5
数式を適宜、使用	在職者	27	25	35	87	常雇以外	12	19	16	47
	工机机扫	21	20	00	01	市 准以 / \	14	1.5	10	l 4

1 アウトプット及びアウトカムの設定については、個別の事業の各メニューごとに、 (各セミナー、各講座ごとに)詳細にアウトプット指標及びアウトカム指標を設定 してください。

ただし、<u>ホームページ、チラシ、広報紙等、単なる周知広報には、アウトプット、</u>アウトカムは設定しないでください。

- 2 アウトプット、アウトカムの重複について、アウトプットは重複があり得ますが (同じ人が複数の事業に参加する場合)、アウトカムでは重複はあり得ません。
- ※ 別々のセミナーを「たまたま」同じ人が受講し、その後、就職する場合を想定するならば、各セミナーに按分して割り振るか、どちらかに寄せるかすること。 初めから一連のセミナーとしてカリキュラムが設定されている場合は、一つのメニューとしてまとめた形でアウトカムを設定すること。
- (4) 新パッケージ事業等実施期間終了後における地域の雇用創造に係る取組方針等 イ 新パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組方針
 - ロ パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組又は取 組予定(パッケージ事業実施地域のみ記述)

該当する地域独自の雇用創造に向けた取組について、事業名、事業概要、予算規模、事業開始(予定)時期を具体的に記述してください。

6 必要経費の概算(予定額)

○○○千円(1年度目○○千円、2年度目○○千円、3年度目○○千円)

事業の実施を希望する期間全体での予定額及び各年度の予定額を記載してくだ さい。)

(•)

事業構想必要経費積算(平成○○年度分)

委託事業経費	委託費の額	備考
1 管理費	千円	
(1) • • •		
•		
•		
(2) • • •		
·		
2 事業費		
(1)雇用拡大メニュー		
•		
•		
(2)人材育成メニュー		
•		
•		
(3)就職促進メニュー		
•		
•		
•		
2、冰井野		
3 消費税		

地域雇用創造推進事業(○○協議会)事業構想要約版

1 協議会構成員		
2 新パッケージ事業の第	実施に係る地域 	
3 事業の趣旨・目的		
4 地域重点分野に係る均	地域の取組	
(1) 地域重点分野の記	·····································	
(2)地域重点分野に係	系る産業の動向と今後の見	 .通し
(3)地域独自に実施し	している取組とその成果の) 見込み
取組の概要	実施主体	成果
	! 	;
	! 	
 (4) 地域重点分野に係	; 系る関係者間の実施体制	i
(1) 10 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		
(5)関係省庁による均	 地域再生の取組	
	プログラムに基づく支援措	
	チェックムに <u>乗って</u> を援措置	<u> </u>
(4) 地域(7)框用+	サエノログノム又1友11国	
	モノログブム以外の地域再	生総合プログラムに基づく
支援措置 		
(2)地域再生総合プロ	ュグラムに基づく支援措置	は以外の省庁施策の活用

3 准用曲に切り分味度								
6 実施しようとする事業の内容及び4の	取組との連携方法							
内容	連携方法							
I 雇用拡大メニュー								
·								
-								
Ⅱ 人材育成メニュー								
•								
 Ⅲ 就職促進メニュー								
7 事業実施による効果(アウトカム指標)								
○○○名(常雇 ○○名、常雇以外○○	名、創業者○○名)							
1年度目 ○○○名								
(常雇○○名、常雇.	以外○○名、創業者○○名)							
2年度目 ○○○名								
(常雇○○名、常雇	以外○○名、創業者○○名)							
3年度 ○○○名								
	以外○○名、創業者○○名)							
8 必要経費の概算(予定額)								
(1 左旋日 (200								
(1年度目 ○○○千円、2年度目 ○	∪∪十円、3年度日 ∪∪∪十円) 							

○○○○地域雇用創造協議会規約(例)

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、○○○○地域雇用創造協議会と称する。

(事務所)

- 第2条 本協議会は、主たる事務所を○○県○○市○○町○丁目○番地に置く。
- 2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。 (目的)
- 第3条 本協議会は、会員である市町村の区域において、市町村や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的取組と相まって、その取組の雇用創造効果を高める事業を実施し、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、地域雇用創造推進事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

(会員)

- 第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。
 - (1) ○○県(広域版は必須)
 - (2) 〇〇市町村
 - (3) 〇〇〇〇会
 - (4) 〇〇〇〇会
 - (5)

:

:

()

第3章 役員

(代表)

- 第6条 本協議会に、1名の代表を置く。
- 2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

- 第7条 本協議会に、○名の監事を置く。
- 2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

- 第8条 代表及び監事は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

- 第9条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会の議長は、代表が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

- 第12条 総会は、全会員の出席がなければ開催することができない。
- 2 総会の議事は、全会員の賛成をもって決する。

(議事録)

- 第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長が、署名、押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

- 第15条 運営委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 事業計画案の策定
 - (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
 - (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

- 第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他 の収入をもって構成する。
- 2 本協議会の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。 (事業構想、事業実施計画及び予算)
- 第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、全会員の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を 受け、総会において、全会員の議決を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において、全会員の議決を得なければ変更することができない。 (解散)

- 第21条 本協議会は、総会において、全会員の議決を得て解散することができる。
- 2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書は、本協議会の構成員となっている〇〇市町村(又は〇〇県)が、5ヶ年の間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

- 第22条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、 原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。
- 2 前項の残余財産以外は、総会において、全会員の議決を得て、本協議会と類似の目的 を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第23条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事業推進員及び会計事務責任者を置く。
- 3 事業推進員及び会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

- 第24条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。
 - (1) 本規約

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補足

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

1 この規約は、本協議会が設立された日から施行する。

地域雇用創造推進事業に係る会計事務取扱規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇〇協議会(以下「協議会」という。)が、地域雇用創造推進事業(以下「事業」という。)の実施に要する経費として交付を受けた委託費(以下「委託費」という。)に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適正な事務処理を図ることとを目的とする。

(予算)

- 第2条 事業に係る予算は、委託費をもってあてることとする。
- 2 事業に係る予算に委託費以外のものがある場合には、委託費と区分して経理しなければならない。

(会計事務責任者)

- 第3条 会計事務責任者は、協議会規約に基づき任命された者とする。
- 2 会計事務責任者は、必要があると認めるときは、出納者及び補助者を任命して、会計 事務の一部を行わせることができる。

(委託費の受入口座)

- 第4条 会計事務責任者は、○○銀行○○支店に代表名義の口座を開設し、その口座に委託費を受け入れるものとする。
- 2 受入口座の名義は、必ず協議会の名称及び前項の職名を含むものとする。

(支出事務)

- 第5条 会計事務責任者は、予算の範囲内において、支出決議書により支出決議を行うも のとする。
- 2 支出決議された債務は、速やかに支払うものとし、支払方法は銀行振込とする。ただし、必要と認められる事情がある場合は現金払とする。

(帳簿)

第6条 会計事務責任者は、現金出納簿、科目整理簿及び物品管理簿を備え付け、会計事務の執行状況及び物品の在庫状況を記録、計算、整理し、実績を明らかにしておくものとする。

(その他)

- 第7条 この規程で定めるもののほか、会計事務処理上必要な事項については、協議会の総会の議決を経て、協議会の代表が別に定めるものとする。
- 付則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

地域雇用創造推進事業 事業利用者アンケート票 例

この度は、○○協議会が厚生労働省より受託し実施している地域雇用創造推進事業(以下「事業」という。) につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

さて、このアンケート調査は、本事業の委託者である厚生労働省に対し、本協議会の 事業成果(利用者の就職実績等)を報告する他、本事業の内容の向上に役立てる目的で 実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

なお、本アンケート調査票は、集計結果を厚生労働省への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。また氏名や就職先等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

問い合わせ先 ○○協議会 事業推進員 ○○ 電話 FAX

記

H .	夕	
10	111	

- 利用した事業メニュー名 該当する番号を○で囲んでください。
 - ① ○○人材育成事業
 - ② △△職場体験講習

•

- 現在の住所・勤務地 該当する番号を○で囲んでください。
 - ① ○○市内居住
 - ② ○○市内企業等に勤務
 - ③ ○○市外居住だが、今後○○市へのU・Iターンを希望
 - 4 その他
- 3 事業を利用した目的 該当する番号を○で囲んでください。
 - ① 求職中で、企業への就職を希望

	345	在職中で	、他企業	業への就 を希望	職を希望 希望しない	いものの	D、スキル	レアップを	:希望		
	該 ① : ② : ③ : ④ : ⑤ : ⑥	企業等へ 求職中	号を〇 ⁻ 就職 i中 講中	で囲んで	況等 ください。						
5	(1)	該当	する雇用を超える	用形態に	企業等へ就 かかる番号 用期間を足	きをつて	で囲んでく	ください。		٤ (١ °	
	(2)) 差し (支えなり	ければ、	就職先企業	美名をご)	ご記入くだ	ごさい 。			
6) どのよ (うな分野	野での創	創業」)はり 業を行った 食サービス	このかこ)		• • -	: (\.		
										囲んでくだ 入ください	
		① 有り ② 無し	(雇用し ,	している	人数)					
7		事業を活									
	ご協	力ありが	らうごる	ざいまし	た。						

地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)Q&A

【総論】

(事業趣旨)

- Q1 この事業の趣旨を教えてください。
- Q2 委託事業なのにメニューは決まっていないのですか。

(対象地域)

- Q3 事業を実施できる地域はどのような地域ですか。また、複数の市町村が一つの地域として事業を実施してもよいのですか。
- Q4 自発雇用創造地域とは具体的にどのような地域ですか。
- Q5 複数の市町村にまたがった地域で事業を実施したいのですが、隣り合っている必要はありますか。また、県をまたいで実施してはだめですか。

(地域再生計画)

Q6 地域再生計画の認定を受けていない地域は、新パッケージ事業は実施できないのですか。

(提案・実施主体)

- Q7 都道府県が、パッケージ事業の実施主体となることはできますか。
- Q8 事業の提案を行う主体と実施する主体が異なってもよいのですか。

(地域の取組)

- Q9 地域において地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組 を市町村及び地元経済界が実施していないとだめなのですか。
- Q10 地域における既存事業と重複する事業は、新パッケージ事業の対象とはならないとされていますが、既存の事業に上乗せする場合は対象になりますか。
- Q11 新パッケージ事業終了後の取組方針が未定です。記入しなくてもよいでしょうか。

(実施期間)

- Q12 新パッケージ事業を実施できる期間は決まっているのですか。
- Q13 新パッケージ事業の構想が採択されると、最大3年間、自動的に事業が実施できるのですか。

【協議会】

(協議会構成)

- Q14 協議会には、地元の市町村や経済団体が参加しないといけないのでしょうか。また、県や地域外からの専門家等が協議会に参加してもよいのでしょうか。
- Q15 「その他の有識者」とはどのような人が想定されているのですか。

Q16 協議会に地域内の市町村や経済団体のほか、地域外の商工団体等が参加してもよいですか。

(事業再委託)

- Q17 協議会が事業をすべて実施しなければならないのですか。再委託はできないのですか。
- Q18 各事業メニューについて、再委託できるとのことですが、随意契約として よいですか。

(協議会兼業)

Q19 協議会で、委託事業以外の事業を実施してもかまいませんか。

【事業内容】

(事業内容の範囲)

- Q20 事業内容については、雇用面での取組であれば、どのようなものでもよい のですか。
- Q21 事業内容として、例えば調査研究事業を実施することはできますか。

(創業者対象の事業内容の範囲)

Q22 新パッケージ事業では、創業者への支援策として、どの範囲まで事業内容 に含めることができるのでしょうか。

(職業紹介)

Q23 事業内容として、例えば、職業紹介を行うことはできますか。

(事業対象者)

- Q24 新パッケージ事業の事業利用対象者の範囲を教えてください。
- Q 2 5 新規学卒者は事業評価の対象に含まれないとのことですが、事業の対象に もできないのでしょうか。

(事業推進員)

Q26 「事業推進員」の行う業務とはどのようなものですか。

【委託費】

- Q27 委託事業の選抜数や委託額の上限はあるのですか。
- Q28 委託費の対象とすることができるのは、どのような経費ですか。
- Q29 研修等の講師を常勤とすることは可能ですか。
- Q30 協議会の開催に係る経費を新パッケージ事業の対象としてもよいのですか。
- Q31 当該地域は、公共交通機関が十分整備されておらず、通常の移動手段は自動車となっています。事業を実施するために使用する自動車(廉価な中古車)を購入することができますか。

【事業選抜】

(選抜基準)

Q32 選抜基準はどのようなものですか。

(委託の範囲)

Q33 提案した事業の一部のみ委託されることもあるのですか。

【事業評価等】

(雇用創造目標設定)

- Q34 地域には地場企業が少ない上、企業誘致も不調であることから、個人による創業が地域における雇用創造の中心と考えています。雇用創造目標の設定 に際し、個人による創業数はどの程度まで認められますか。
- Q35 高度な技術を習得させる研修のため、長期の研修(1年間)を予定しています。このため、就職が2年度目となり、初年度に就職などのアウトカムを出すことができません。当該事業については、アウトカム目標を2年度目から設定し、初年度分をゼロとしてもよいでしょうか。

(実績の把握方法)

Q36 アウトカムの把握はどのようにして行えばよいでしょうか。

(事業評価)

Q37 雇用創造目標の設定と、事業評価との関係を教えてください。

(事業評価と事業の継続)

Q38 雇用創造目標の達成度と事業の継続の可否について教えてください。

(事業追加)

Q39 選抜された事業構想の内容に加えて、新しい事業メニューを事業実施期間 中に加えることは可能ですか。

【広域版パッケージ事業】

- Q40 従来の新パッケージ事業との違いを教えてください。
- Q41 2以上の関係市町村のイメージを教えてください。

【その他】

(パッケージ実施地域)

Q42 パッケージ事業の終了に伴い、新パッケージ事業にも事業構想を提案したいと思います。提案に際して、どのような点に留意する必要がありますか。

(事業構想策定等への支援)

- Q43 事業構想の策定にあたり、何か特別な支援を受けることはできるでしょうか。
- Q44 新パッケージ事業と一緒に、地域再生計画支援措置等、他省庁の施策を活用することで、雇用創造効果を高めていきたいと思いますが、どちらに相談すればよいでしょうか。
- Q45 地域で各種振興策を講じた新しい産業分野について、新パッケージ事業により、地域求職者に対して人材育成を実施し、就職又は個人創業を促進した

いと考えています。しかし、新しい産業分野であり、他地域にもあまり例がないことから、効果的な人材育成方法や就職や個人創業の実績の見込みがわかりません。このような新しい雇用創造の取組を検討する場合に、何か支援は受けられるのでしょうか。

【総論】

(事業趣旨)

- Q1 この事業の趣旨を教えてください。
- A1 雇用失業情勢は全国的には改善しているものの、地域間の格差は依然として生じているところです。

地域を取り巻く環境等は様々であることから、地域の雇用創造については、国による全国一律的な支援に加え、意欲のある地域による自主的・創意工夫のある取組みが効果的であると考えられます。

こうした観点から、政府全体としても「地域が自ら考え、国がこれを支援する」という「地域再生」の取組みが実施されてきたところです。地域雇用対策についてもこの流れを受け、雇用情勢が厳しく、かつ雇用機会の創出に向けた意欲の高い地域への支援の充実等を内容とする地域雇用開発促進法の改正が行われているところであり、本事業は同法に基づく自発雇用創造地域における支援策として実施されるものです。

本事業では、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業についてコンテスト方式による審査を実施し、雇用創造効果が高いものを選抜します。 選ばれた事業を提案した地域に対して、当該事業の実施を委託し、地域の自主的な取組みを支援しようとするものです。

- Q2 委託事業なのにメニューは決まっていないのですか。
- A2 この事業は委託事業ではありますが、
 - ① 地域ごとに問題点が異なっていること
 - ② それぞれの地域における地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域再生のための具体的な取組と一体となって実施することにより雇用創造効果が高まること

から、予め定型的なメニューを決めていません。

可能な限り地域の創意工夫を活かすことができるよう、地域からの提案を重視した事業となっています。ただし、雇用創造効果がある取組に限られます。

(対象地域)

- Q3 事業を実施できる地域はどのような地域ですか。また、複数の市町村が一つの地域として事業を実施してもよいのですか。
- A3 この事業を実施できる地域は、以下の2つの条件のいずれも満たすことが必要です。
 - ① 地域雇用開発促進法に規定する自発雇用創造地域であること。
 - ② 地域雇用創造推進事業にかかる地域再生計画の認定(変更申請の認定を含む)を受けていること

また、複数の市町村が一つの地域として本事業を実施する場合は、共同して一つの地域雇用創造計画を策定し、国の同意を受けることが必要です。

- Q4 自発雇用創造地域とは、具体的にどのような地域ですか。
- A 4 過去3年及び過去1年の有効求人倍率が全国平均以下(全国平均が1を上回る場合は1)の地域です。
- Q5 複数の市町村にまたがった地域で事業を実施したいのですが、隣り合っている必要はありますか。また、県をまたいで実施してはだめですか。
- A 5 必ずしも地理的に隣接している必要はなく、複数の県又は市町村にまたがる地域 が共同して地域雇用創造計画を策定し、国からの同意を受ければ可能です。

対象地域を一体として対策を講ずるものですので、隣接した地域を想定していますが、それ以外のケースを排除するものではありません。具体的なケースについては都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(地域再生計画)

- Q6 地域再生計画の認定を受けていない地域は、新パッケージ事業は実施できないのですか。
 - A 6 新パッケージ事業を実施できるのは、新パッケージ事業の活用を内容に盛り込ん だ地域再生計画を策定し、その計画について内閣総理大臣の認定を受けている地域 です。

したがって、地域再生計画の認定を受けていない地域はもちろん、既に地域提案型雇用創造促進事業(以下「パッケージ事業」という。)の活用等により地域再生計画の認定を受けている地域にあっても、新パッケージ事業を実施する場合は、当該計画の変更認定申請を行う必要があります。

スケジュールとしては、新パッケージ事業の提案時に、新パッケージ事業の活用を盛り込んだ地域再生計画案を提出し、正式な認定後に委託契約を結び、事業を実施することになります。

(提案・実施主体)

- Q7 都道府県が新パッケージ事業の提案主体、実施主体となることはできますか。
- A7 新パッケージ事業は市町村レベルでの自主的かつ地域一体となった取組みを支援 するものであることから、原則として都道府県が主体になることはできません。

(ただし、広域版パッケージ事業(都道府県が中心となり広域の地域において中小企業の雇用高度化に取り組む場合)を除く。)

あくまでも、事業の実施を希望する地域の市町村、経済団体等を構成員とする協議会(又はその設立準備会議)が事業を提案することとなっています。

したがって、当該地域の市町村は参加せず、都道府県だけが参加した協議会が事業を提案することはできませんが、当該地域の市町村、経済団体等が参加した上で都道府県が協議会の構成員の一員となり、構想を提案することは可能です。

また、新パッケージ事業の活用を盛り込む地域再生計画についても、市町村が策定する地域再生計画に都道府県が参加することは可能ですが、都道府県のみが主体となって策定した地域再生計画をもって、新パッケージ事業を認めることはできま

せん。

また、新パッケージ事業の実施主体は、協議会又は協議会の指定する民間団体等となっています。したがって、都道府県が協議会の一員として事業の実施に関わることは可能です。

- Q8 事業の提案を行う主体と実施する主体が異なってもよいのですか。
- A8 この事業は、提案公募型の委託事業であり、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業構想のうち、雇用創造効果が高いものを選抜し、事業を委託するものです。

したがって、事業の実施に当たっては、提案主体である協議会が自ら事業を実施する場合はもちろん、再委託等により他の団体等が事業を実施する場合にあっても、全体的な管理は協議会が行うことになります。

このような観点から、事業の提案を行う主体と実施する主体が全く無関係であることは認められません。

したがって、新パッケージ事業として実施する取組みについてのアイディアがある方々は、この事業を提案・実施しようとする意欲のある地域の市町村、経済団体等にアイディアを提供していただくようお願いします。

(地域の取組)

- Q9 地域において地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組を市町 村及び地元経済界が実施していないとだめなのですか。
- A9 新パッケージ事業の対象地域は、同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野に かかる地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組(産業振興施策 等)が行われている地域に限ります。また、新パッケージ事業の構想に盛り込まれ る各事業についても、これらの地域における地域再生の取組が実施されていること が必要です。

なお、取組の直接の実施主体が市町村又は地元経済界のいずれかのみであっても、 問題ありません。また、県や国の補助金を得て実施している取組や県と共同で実施 している取組でも構いません。

- Q10 地域における既存事業と重複する事業は、新パッケージ事業の対象とはならない とされていますが、既存の事業に上乗せする場合は対象になりますか?
- A10 地域における既存事業の単なる振り替えや人員等の量的な拡大にとどまらない新たな事業内容と認められるものであり、かつ新パッケージ事業の趣旨に合致する事業であれば、新パッケージ事業の対象とすることは可能です。
- Q11 新パッケージ事業終了後の取組方針が未定です。記入しなくてもよいでしょうか。
- A11 本事業は事業実施期間を最大3年度間とすることにより、地域の創意工夫と各種 施策との連携のもとに、中長期的な雇用創造の取組を地域が主体的に実施すること について、国として支援を行うものです。

ところで本事業の対象地域について雇用情勢が一定程度厳しいことを要件としていることに鑑みると、事業実施期間後においても、新パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域で主体的に雇用創造に資する雇用対策の取組を継続して実施することが望ましいことから、地域における主体的な雇用創造の取組方針が定められている場合には記載してください。

(実施期間)

- Q12 新パッケージ事業を実施できる期間は決まっているのですか。
- A12 新パッケージ事業は、一つの地域につき、最高3年度間実施することができます。 なお、上記の扱いは、新パッケージ事業に限られるものであり、パッケージ事業 の事業実施期間は新パッケージ事業の事業実施期間に含まれません。
- Q13 新パッケージ事業の構想が採択されると、最大3年度間、自動的に事業が実施できるのですか。
- A13 新パッケージ事業は最大3年度間実施可能ですが、各年度ごとに中間評価を実施します。したがって、3年度間の委託期間中であっても、各年度ごとの中間評価の時点で、3年度間の委託事業終了時に雇用創出目標数の達成可能性が低いと判断される場合には、翌年度以降について契約は解除され、事業の実施は出来なくなります。詳細はQ38を参照してください。

【協議会】

(協議会構成)

- Q14 地域雇用創造協議会には、地元の市町村や経済団体が参加しないといけないので しょうか。また、県や地域外からの専門家等が協議会に参加してもよいのでしょう か。
- A14 この事業は、地元の力を結集させ、一致協力して取り組んでいただくことを前提 としています。

したがって、同意地域雇用創造計画に定める地域雇用創造協議会については、地元の市町村及び経済界の参加は絶対条件としています(広域版においては都道府県も)。地域に複数の経済団体があ る場合、協議会にすべての団体が参加する必要はありませんが、地域重点分野に関 連の深い主要団体の参加は必要です。

また、協議会は、地元の市町村及び経済界の参加を絶対条件としていますが、県や地域のNPO、労働組合、地域外からの専門家等の参加は可能であり、地域外からも広く協力者を得て、実効性のある事業の実施を目指すことが望ましいです。

ただし、厚生労働省が所管する委託事業のため、都道府県労働局やハローワークが協議会に委員として参加することはできません。

- Q15 「その他の有識者」とはどのような人が想定されているのですか。
- A15 協議会については、当該地域の市町村及び経済団体だけでなく、当該地域の産業開発・振興及び雇用創造について専門的な見地を有する者が参加することにより、 一層実効のある事業が企画・運営されることが必要であると考えています。

したがって、そのような専門性を有する者を「その他有識者」として協議会の構成員とすることとしていますが、それぞれの協議会において、どのような者を「その他有識者」とするかについての制限はありません。

学識経験者、NPO、労働組合、民間シンクタンク、他地域での雇用創造にかかる実践者等が「その他有識者」の例として考えられますが、これ以外の者であっても差し支えありません。

- Q16 協議会に地域内の市町村や経済団体のほか、地域外の商工団体等が参加してもよいですか。
- A16 新パッケージ事業の実施やその前提となる地域経済の活性化や雇用機会の創出の ための地域再生の推進に当たって、何らかの関連を持つ団体であれば結構です。 例えば、当該市町村を含む広い範囲の求職者を対象とした研修を実施している商 工団体が参加することは差し支えありません。

(事業再委託)

- Q17 協議会が事業をすべて実施しなければならないのですか。再委託はできないので すか。
- A17 例えば、いわゆる事業の「丸投げ」といった協議会が形骸化するような再委託はできませんが、協議会において、基本的な事業の企画・立案や実施事業の進行管理を行っていただければ、民間企業等への再委託は可能です。ただし再委託に当たっては、地域雇用創造推進事業委託要綱に基づき、国による承認を受ける必要があります。

また、事業構想の提案の際に、特定の民間団体等を事業実施主体として指定するなど、募集要項7 (2)「協議会以外の団体への事業委託」の要件に該当する場合には、当該団体が事業の全体又は一部を国から直接委託され、事業を実施することも可能です。ただし、この場合であっても、事業実施全体に係る管理主体はあくまでも協議会であり、適切な団体を指定することはもちろん、随時、事業の実施状況を把握し、効果的な運営を促すとともに、事業評価や会計処理も行う等、事業の実施に当たって、責任を持って管理することになります。

- Q18 各事業メニューについて、再委託できるとのことですが、随意契約としてよいですか。
- A18 再委託については、Q17のとおり国による承認が必要となります。ただし、募集要項7(2)「協議会以外の団体への事業委託」の要件に該当することにより、国から直接委託を受けた協議会以外の団体については、原則として再委託は認められません。また、随意契約が認められる場合は、以下(参考)のとおり、かなり限定されるものです。原則として、各事業の再委託に際しては、各協議会において、一般競争または企画競争などにより適切な団体の選定を行うこととしてください。(参考)随意契約の基本原則
 - ① 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付する

ことができない場合、競争に付することが不利と認められる場合(会計法第29条の3第4項)。

- ② 契約の予定価格が少額である場合など限定列挙された場合(同条第5項) (協議会兼業)
- Q19 協議会で、委託事業以外の事業を実施してもかまいませんか。
- A19 差し支えありません。ただし、委託費の流用は認められない他、事業推進員を委 託事業以外の業務に就かせることもできません。

【事業内容】

(事業内容の範囲)

- Q20 事業内容については、雇用面での取組であれば、どのようなものでもよいのですか。
- A 2 0 新パッケージ事業は、地域における雇用創造のための提案型の事業です。 したがって、
 - ① 地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と相まって実施する人材確保・人材育成といった雇用創造に係る取組であること。
 - ② 地域で策定し、国が認定した当該地域の「地域再生計画」や国による他の施策との整合性がとれていること。

を満たしていることが必要です。

また、新パッケージ事業は労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は 能力開発事業を財源とする事業であることから、地域求職者等の就職や創業の促進 に直接資する事業内容とする必要があります。

なお、対象外となる事業については、国や県、市町村等における既存の事業との 重複のある事業、地域で取り組むべき地域振興施策・産業振興施策にかかる事業、 アウトプット・アウトカムが適切に設定されないなど事業の効率や効果が不明確な 事業などとしています。詳細は、募集要項4(4)ハ「委託事業で措置しない経費」 を参照するほか、各都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

- Q21 事業内容として、例えば調査研究事業を実施することはできますか。
- A 2 1 新パッケージ事業は、地域求職者等の就職等の促進に直接資する事業内容とする 必要があり、また、毎年度、各事業ごとに雇用創造目標を設定し、達成することと されています。したがって、調査研究事業など、雇用創造について直接の効果が見 込まれない事業は対象外となります。

(創業者対象の事業内容の範囲)

- Q22 新パッケージ事業では、創業者への支援策として、どの範囲まで事業内容に含めることができるのでしょうか。
- A 2 2 新パッケージ事業では、地域求職者の企業等への就職促進に加えて、創業することも、本人及び他の地域求職者の就労の場の拡大に資することから、支援対象としています。ただし、当該地域において、創業支援策が実施されていることが前提と

なります。

本事業では、①創業を希望する地域求職者等に対する、創業前の能力開発に資する研修等の実施と、②創業後の人材確保にかかる支援(人事労務に関するセミナー・相談の対象者とするなど)については、当該地域における雇用創造に直接効果があるものとして、事業内容に含めることができます。

なお、創業に要する費用の補助や施設貸与等の支援、創業後における事業拡大等のための専門家によるアドバイス等は、国、都道府県、市町村及び経済団体等による既存支援策との重複があるほか、地域における雇用創造上の効果が間接的であることにより、本事業の事業対象とすることはできません。

(職業紹介)

- Q23 事業内容として、例えば、職業紹介を行うことはできますか。
- A 2 3 新パッケージ事業については、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域 再生のための具体的な取組と一体となって、人材育成や人材確保のための事業を実 施するものとしていることから、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進 メニューの中でも、人材育成メニューを中心と考え、これらを補完するものとして 雇用拡大メニュー及び就職促進メニューを想定しています。

したがって、当該地域での取組や新パッケージ事業の他の事業による取組による 雇用創造効果をさらに高めるために必要な場合であり、それが附帯的に行われるも のであれば、職業紹介も事業の対象になり得ます。

ただし、新パッケージ事業は各地域におけるモデル的な取組を促進するという観点から、既に市町村が無料職業紹介事業を行っている場合など、当該地域の市町村、経済団体等が既に実施している事業の単なる振り替えは事業の対象としないこととするとともに、当該地域におけるハローワークやその他の職業紹介機関等による職業紹介と重複があると判断される場合には、効果が小さいと判断され、事業対象とならないこともあります。

(事業対象者)

- Q24 新パッケージ事業の事業利用対象者の範囲を教えてください。
- A 2 4 本事業の事業利用対象者は、以下のとおりです。
 - ○事業主

企業等における雇用機会の拡大や、人材確保促進のための支援(雇用拡大メニュー)の対象とすることができます。

○地域における求職者、在職者、創業希望者(以下「地域求職者等」という。) 就職等を容易にするための能力開発の取組(人材育成メニュー)の対象とする ことができます。ただし、地域求職者を主たる対象とすることが必要なため、在 職者については、対象の一部にとどめることが必要です。

なお、就職促進メニューは、地域求職者等を主たる対象としていることが必要です。

- Q 2 5 新規学卒者は事業評価の対象に含まれないとのことですが、事業の対象にもできないのでしょうか。
- A 2 5 新規学卒者への就職支援は、学校を中心としつつ、公共職業安定所等による既存 の若年者雇用対策により支援すべきものであることから、地域雇用対策として実施 する本事業において、新規学卒者に限定した事業を実施することはできず、事業評 価の対象とすることもできません。ただし、事業評価の対象外ですが、事業対象者 の一部に新規学卒者が含まれることを排除するものではありません。

(事業推進員)

- Q26 「事業推進員」の行う業務とはどのようなものですか。
- A 2 6 事業推進員とは、新パッケージ事業の企画及び実施並びに関係機関等との連絡調整を行う者として、事務局に配置される者を指します。

具体的には、以下のような業務を行うこととしています。

- ① 事業の企画・実施に係る事務
- ② 事業の実施状況の確認
- ③ 事業の実施結果のとりまとめ
- ④ 事業実施に係る関係機関との連絡調整
- ⑤ その他、事業の実施に当たり必要な業務

事業推進員は、新パッケージ事業の委託による人員であることから、新パッケージ事業以外の業務を実施することはできません(例えば、産業支援策として実施されるイベント(見本市、物産展等)の企画・運営を行うことはできません。)。

【委託費】

- Q27 委託事業の選抜数や委託額の上限はあるのですか。
- A 2 7 平成 2 0 年度における事業の選抜数は 5 0 程度を想定しています。このうち広域版パッケージ事業で 2 0 地域程度想定しています。また、委託額の上限は、1 地域当たり各年度 2 億円(広域版パッケージ事業については、3 億円)を上限としています。

なお、8 道県(北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)において、2以上の市町村の区域であって、地域雇用創造に資する産業振興施策を共通して実施しているなど一体的な取組の見られる地域が新パッケージ事業を実施する場合は(ただし、市町村合併が予定される市町村のみでの実施は除く)、1 地域当たり各年度 2 億 5 千万円を上限とします。

- Q28 委託費の対象とすることができるのは、どのような経費ですか。
- A28 委託費で措置する経費は、次のようなものを想定しています。
 - 1 管理費

事業の企画、実施並びに関係機関等との連絡調整等に必要な経費(ただし、委託費総額の3割を超えないこと)。

例:事業推進員の配置に係る経費、通信料、光熱水費、事業の実施に係る協議

会の開催に係る経費(協議会メンバーの出席謝金を除く)

2 事業費

- (1) 雇用拡大メニューに係る経費
 - 例:セミナー等の開催に係る経費(講師謝金、講師旅費、周知広報費、会場借料、案内状、資料作成費等)、ヘッドハンティングに係る経費、創業希望者・事業主等に対する人事労務管理に関する相談・コンサルティングに係る経費(アドバイザー及びコンサルタントの謝金、旅費、会場借料等)等
- (2) 人材育成メニューに係る経費
 - 例:施設改修費(大規模なものを除く。研修目的に使用するものにかかる費用 のみを対象とする。)、講師の再訓練に係る経費(研修等受講料、旅費等)、 企業・教育機関等における研修等に係る経費(研修等委託費、受講者旅費、 保険料等)、研修等の実施に係る経費(講師の人件費又は謝金・旅費、教材 費、周知広報費等)等
- (3) 就職促進メニューに係る経費
 - 例:相談コーナーの設置に係る経費(相談室借料、機器借料、機器保守料、通信料、光熱水費、相談員の人件費又は謝金・旅費、コンサルタント謝金、周知広報費等)、ホームページの作製・運営費、Uターンフェア開催に係る経費等

ただし、以下のような費用は対象外となります。

- ① 同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野との関連が認められない事業
- ② 市町村等による地域振興策・産業振興策等独自の取組にかかる経費
- ③ 市町村等により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な 振替に当たる経費
- ④ 市町村等による地域振興策・産業振興策等独自の取組との関連が認められない人材確保・人材育成の事業にかかる経費
- ⑤ 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ⑥ 国や都道府県、公共職業安定所等雇用支援関連機関が実施する事業と対象 者や内容が基本的に重複する事業
- ⑦ 事業実施期間内に雇用創造を実現することが困難と考えられる事業に係る 経費
- ⑧ アウトプット・アウトカム目標が適切に設定されていない事業にかかる経費
- ⑨ 求職者等の就職・創業に直接効果が認められない事業に係る経費
- ⑩ 研修受講者への日当
- ① 協議会の運営に係る経費(事業推進員以外の事務局職員に係る経費、事務室の借料等)や事業の実施に必要不可欠と認められない備品(冷蔵庫、掃除機等)の購入費、施設の新設及び大規模な改修にかかる費用

なお、詳細は各都道府県労働局にお問い合わせください。

3 委託事業の実施に当たり、上記1、2のいかなる経費についてもその支出の 根拠及び支出明細等が求められる場合がありますので、ご留意ください。

- Q29 研修等の講師を常勤とすることは可能ですか。
- A29 必要と認められる場合は、常勤とすることも可能です。
- Q30 協議会の開催に係る経費を新パッケージ事業の対象としてもよいですか。
- A30 新パッケージ事業の円滑な実施に資するよう、事業内容の検討やコンセンサス形成のために開催される協議会については、その開催に係る経費(協議会メンバー以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等)を新パッケージ事業の対象とすることができます。

ただし協議会については、もともと自主的に設置された性格のものであるため、 そのメンバーの出席謝金は新パッケージ事業の対象とはなりません。

また、新パッケージ事業に関係しない事項についての検討やコンセンサス形成の ために開催される協議会(例えば、新パッケージ事業との関係が見られない地域再 生計画関連支援措置に関する検討等)については、新パッケージ事業の対象とはな りません。

- Q31 当該地域は、公共交通機関が十分整備されておらず、通常の移動手段は自動車となっています。事業を実施するために使用する自動車(廉価な中古車)を購入することができますか。
- A31 事業を実施する上での移動は、公共交通機関の利用を原則とします。

ただし、当該地域の公共交通機関が十分整備されておらず、公共交通機関を利用することが非効率であると認められる場合には、自動車のレンタル等他の手段を用いることも可能です。

なお、自動車の購入については、

- ① 単に購入費だけでなく、保険料、メンテナンス料が必要となり、必要時だけに 利用するレンタル等に比較して必ずしも割安とは言えないこと
- ② 新パッケージ事業は単年度ごとの事業評価が行われ、成果や必要性が認められない場合は翌年度以降の継続はされないことから、例えば、1年度しか使用しない場合はレンタル等に比較して割高になる可能性があること
- ③ 事業終了後においては、備品の処分の手続きが発生し、事務手続きが煩雑になること

などから認められません。

【事業選抜】

(選抜基準)

- Q32 選抜基準はどのようなものですか。
- A32 事業構想については、以下の基準で選抜されることになります。
 - ① 地域の取組(12点)

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇

用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いこと。

② 事業の内容(22点)

事業の内容が、①の地域の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、①の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いこと。

③ 雇用創造効果(16点)

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれること。また就職者一人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的であること。

なお、選抜については、公平性・客観性を担保するため、有識者等から成る第 三者委員会において行うこととしています。

(委託の範囲)

- Q33 提案した事業の一部のみ委託されることもあるのですか。
- A33 新パッケージ事業の趣旨に合致しないものが一部含まれている場合、当該部分を 除いて委託事業として選抜することがあります(例えば、能力開発施設の新設が提 案に含まれている場合、その部分は除外することになります。)。

なお、委託事業として採択する前に、提案団体に対しては受託にかかる意思確認 を行う予定です。

【事業評価等】

(雇用創造目標設定)

- Q34 地域には地場企業が少ない上、企業誘致も不調であることから、個人による創業 が地域における雇用創造の中心と考えています。雇用創造目標の設定に際し、個人 による創業者数はどの程度まで認められますか。
- A34 事業構想提案時の雇用創造の見込みの設定及び事業実施後の事業評価の際に、就職又は創業者別に、見込み人数の設定又は実績を記載していただきます。ただし、 就職又は創業者別の見込み人数の内訳について、制限は設けていません。

なお、雇用創造の見込みの設定に際しては、その根拠を具体的に記述していただくこととなります。就職又は創業のいずれであっても、地域内の産業・経済・雇用の状況、創業等の実績などの具体的なデータを示していただくことが必要ですので、ご留意ください。

Q35 高度な技術を習得させる研修のため、長期の研修(1年間)を予定しています。 このため、就職が2年度目となり、初年度に就職などのアウトカムを出すことが できません。当該事業については、アウトカム目標を2年度目から設定し、初年度 分をゼロとしてもよいでしょうか。 A35 個別の事業メニューについて、合理的な理由があれば、アウトカム目標を設定できない年度があっても、本事業の対象とすることは可能です。

ただし、本事業の主たる目的は地域求職者の雇用機会の創出であることから、地域全体としての雇用改善の必要性・緊要度に鑑み、効率的かつ効果的な研修の実施により、できるだけ多くの事業利用者を早期の就職等につなげることが望ましいものです。協議会におかれては、地域求職者の早期就職促進に配慮した、適切な研修内容・研修期間の設定を行って下さい。

(実績の把握方法)

- Q36 アウトカムの把握はどのようにして行えばよいでしょうか。
- A36 事業評価及び事業の監査に際して、具体的な事業成果の把握が不可欠です。アウトカムの把握については、事業利用者に対し、アンケート調査票に回答させるなど、後日において検証可能なものによることが必要です。募集要項参考資料3に地域雇用創造推進事業事業利用者アンケート票例を掲載しておりますので、この掲載事項を基本として、各地域の実情に応じた調査票を作成し、調査を実施するなどしてください。

(事業評価)

- Q37 雇用創造目標の設定と、事業評価との関係を教えてください。
- A37 雇用創造目標のうち、事業評価の対象とされるのは、
 - ① アウトプット指標
 - イ 雇用拡大メニュー等事業主等を対象とする事業・・・利用企業数
 - ロ 人材育成メニュー・・・利用求職者等の人数
 - ハ 就職促進メニュー・・・利用求職者等の人数
 - ② アウトカム指標(人材育成メニュー及び就職促進メニュー) 事業利用求職者等の就職者数等(雇用形態別〔常用労働者、常用労働者以外、 創業者〕に設定する。)であり、①、②については、各年度、各事業ごとに目 標を設定することとします。
 - (注)雇用拡大メニュー(事業主を対象とする事業)については、参考就職者数として、事業利用により雇い入れが見込まれる人数を事業構想に記入することとします。ただし、参考就職者数は、アウトカム指標設定及び事業評価の対象外です。

(事業評価と事業の継続)

- Q38 雇用創造目標の達成度と事業の継続の可否について教えてください。
- A38 事業の実施期間は最大3年度間ですが、各年度毎に中間評価報告書の内容について委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定します。

なお、委託事業の取消しの要件は、次の①~③のとおりとし、いずれかに該当する場合は、委託契約を取り消すこととします。なお、以下の要件に該当しないことにより引き続き事業を実施する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点

から、必要に応じて、当初の事業構想にある事業内容の一部変更や実施に係る条件を付す等の措置を講じることがあります。

- ① 事業全体のアウトカム目標の5割を達成できない場合。
- ② 事業全体のアウトカム目標の9割を達成できず、かつ個別事業の全てについて、アウトカム目標の9割又はアウトプット目標の8割のいずれも達成できない場合。
- ③ 初年度、2年度目と2年度連続で、事業全体のアウトカム目標の9割を達成できない場合。

(事業追加)

- Q39 選抜された事業構想の内容に加えて、新しい事業を事業実施期間中に加えること は可能ですか。
- A39 初年度又は2年度目における事業の中間評価の結果、雇用創造目標を達成した地域であって、現行事業に加えて、新規事業の設置を希望する場合は、国の予算の範囲内で、事業内容の変更が可能です。この場合、新規事業分を加味したアウトカム目標の再設定を行うことが必要です。なお、これに伴い、地域再生計画の内容が大きく変化した場合は、変更認定申請が必要となります。また、雇用創造目標を達成しなかったために、事業の打ち切り又は一部個別事業の見直しの対象となった地域については、新規事業の実施は認められません。

【広域版パッケージ事業】

- Q40 従来の新パッケージ事業との違いを教えてください。
- A 4 0 基本的な考え方は同じですが、
 - ① 都道府県が策定主体になること。
 - ② 都道府県の産業振興・中小企業施策との連携が図られること。
 - ③ 2以上の市町村であること。
 - ④ 広域地域の雇用創造に直接資すること。
 - ⑤ 上限額が各年度3億円であること。

等が主な違いです。

- Q41 2以上の関係市町村のイメージを教えてください。
- A41 別添地域イメージ図を参照してください。

【その他】

(パッケージ実施地域)

- Q42 パッケージ事業の終了に伴い、新パッケージ事業にも事業構想を提案したいと思います。提案に際して、どのような点に留意する必要がありますか。
- A 4 2 パッケージ事業終了地域が新パッケージ事業の事業構想を提案することは可能です。ただし、選抜上の公平性、国費の効果的・効率的活用の観点から、選抜に当たってはQ32の選抜基準に加えて、以下①、②についても評価します。

- ① パッケージ事業における事業実施期間全体にかかる雇用創造目標が達成されていること。
- ② 概ね新しい内容と認められる事業構想であること。

概ね新しい事業構想とみなされる場合は、地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で大部分に係る見直しが行われている場合とします。新パッケージ事業の事業構想提出に当たっては、事業の変更点(事業名、事業内容、事業対象者、事業費等)が明らかとなるよう、詳細な新旧対照表を併せてご提出ください。

なお、選抜・評価に際しては、同レベルの評価であれば、パッケージ事業終 了後に新パッケージ事業を提案する地域よりも、新パッケージ事業により初め て雇用創造の取組を行おうとする地域を優先して採択します。

また、パッケージ事業を終了後に新パッケージ事業を提案する地域において、パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域独自で、雇用創造に資する雇用対策に主体的に取り組む場合は、一定の評価を行いますので、地域独自の取組についてもご検討ください。

(事業構想策定等への支援)

- Q43 事業構想の策定にあたり、何か特別な支援を受けることはできるでしょうか。
- A43 事業構想の策定等にかかるお問い合わせは、各都道府県労働局で受け付けております。

なお、平成19年度より、新規事業として、新パッケージ事業等の事業構想を策定しようとする市町村等に対し、各都道府県労働局により、会議の開催や専門家によるアドバイス等を実施する地域雇用戦略チームによる支援事業を実施することとしています。なお当該事業では、新パッケージ事業実施地域における事業の円滑実施のためのフォローアップも行うことができます。

地域雇用戦略チームによる支援事業の利用をご希望の市町村等は各都道府県労働局あてにお問い合わせください。

- Q44 新パッケージ事業と一緒に、地域再生計画支援措置等、他省庁の施策を活用する ことで、雇用創造効果を高めていきたいと思いますが、どちらに相談すればよいで しょうか。
- A 4 4 新パッケージ事業と一緒に他省庁の施策を活用することをご希望の場合は、都道 府県労働局にご連絡ください。

なお、他省庁の施策の活用に際し具体的なアドバイスや相談をご希望される場合は、以下の支援策をご活用ください。

- ① 地域再生伝道師 各市町村の地域再生計画の作成等にかかるアドバイス等を行 う者として、各都道府県に「地域再生伝道師」が選定されていますので、ご相談 ください(地域再生伝道師の所属部署・連絡先は地域再生本部のホームページに 掲載されています)。
- ② 地域活性化総合相談窓口 地域活性化に取り組む地方公共団体等の自主的・自

立的な取組を支援するため、内閣官房都市再生本部事務局及び地域再生推進室に「地域活性化総合相談窓口」が設置されていますので、ご相談ください(地域活性化総合相談窓口については、地域再生本部のホームページに掲載されています)。

- Q45 地域で各種振興策を講じた新しい産業分野について、新パッケージ事業により、 地域求職者に対して人材育成を実施し、就職又は個人創業を促進したいと考えてい ます。しかし、新しい産業分野であり、他地域にもあまり例がないことから、効果 的な人材育成方法や就職や個人創業の実績の見込みがわかりません。このような新 しい雇用創造の取組を検討する場合に、何か支援は受けられるのでしょうか。
- A 4 5 新パッケージ事業にかかる事業構想を策定中の地域について、当該事業構想にかかる特色ある人材確保・育成にかかる事業の試行実施による効果測定・分析を、国が民間企業等に委託する支援(地域雇用創造効果測定事業)を行っています。

地域雇用創造効果測定事業の利用をご希望の市町村等は各都道府県労働局あてにお問い合わせください。

広域版パッケージ事業の地域的概念について

事例:○○県:A市他、15市町村

